

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 一四
- 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 一四
- 道路の区域を変更する件四件 一四
- 道路の供用を開始する件二件 一四
- 車両制限令の規定により道路を指定する件 一四
- 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 一四
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件六件 一五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 一五
- 福島県公安委員会 一五
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 一五

## 告 示

### 福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年三月十四日から同年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年三月十四日から同年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品福島南店 福島県福島市鳥谷野宮畑五十一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業原町東地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

#### 土地の表示

- 南相馬市原町区上洪佐字北谷地一三番地一
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一三三番地
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一二四番地三
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一三一番地一
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一三二番地一
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一三三番地一
- 同 市原町区上洪佐字北谷地一三七番地
- 同 市原町区上洪佐字寺崎二四五番地二
- 同 市原町区上洪佐字寺崎二四六番地二
- 同 市原町区上洪佐字寺崎二四七番地三
- 同 市原町区上洪佐字寺崎二四八番地三
- 同 市原町区上洪佐字寺崎二四九番地一
- 同 市原町区上洪佐字寺崎三九二番地一
- 同 市原町区上洪佐字寺崎三九三番地二
- 同 市原町区上洪佐字南谷地七番地一
- 同 市原町区上洪佐字南谷地二八番地一





- 同 市原町区零字京塚沢五一番地一
- 同 市原町区零字京塚沢五一番地二
- 同 市原町区零字京塚沢五八番地
- 同 市原町区零字五畝田一八三番地四
- 同 市原町区零字権現下二六六番地
- 同 市原町区零字権現下二七五番地
- 同 市原町区零字権現下二八七番地一
- 同 市原町区零字権現下二八七番地三
- 同 市原町区零字権現下二八七番地六
- 同 市原町区零字権現下二九一番地
- 同 市原町区零字権現下三〇一番地
- 同 市原町区零字台畑八番地
- 同 市原町区零字台畑一三番地四
- 同 市原町区零字台畑一五番地一
- 同 市原町区零字台畑四五番地一
- 同 市原町区零字台畑四九番地一
- 同 市原町区零字台畑五二番地
- 同 市原町区零字台畑六四番地
- 同 市原町区零字東坊志一番地二
- 同 市原町区零字東坊志二番地二
- 同 市原町区零字東坊志三番地一
- 同 市原町区零字東坊志五番地一
- 同 市原町区零字東坊志六番地一
- 同 市原町区零字東坊志八番地一
- 同 市原町区零字東坊志九一番地一
- 同 市原町区零字東坊志九五番地一
- 同 市原町区零字東坊志九五番地二

(農地管理課)

福島県告示第百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更後 の別	(メートル)	変更前 の別	(メートル)
県道庭坂 福島線	福島市野田町五丁目九番一地从先から	変更前	A 六・八	変更前	四三九・〇
	同 市野田町三丁目一三番九地先まで	変更後	A 六・八	変更後	四三九・〇
	福島市野田町五丁目九番一地从先から	変更後	A 六・八	変更後	四三九・〇
	同 市野田町三丁目一三番九地先まで	変更後	B 一八・〇〇 三一・五	変更後	六二・一
	同 市野田町五丁目三番一七地先まで	変更後	B 一八・〇〇 三一・五	変更後	六二・一

(道路計画課)

福島県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更前 の別	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高隲字上居平四〇番一地从先から	変更前	一一・〇〇 六五・六	変更前	一、〇一〇・〇
	同 郡同 町大字高隲字寄神乙一六六七番二地先まで	変更後	一一・〇〇 六五・六	変更後	一、〇一〇・〇

福島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道木戸 停車場線	双葉郡楡葉町大字山田 岡字町東二五番二地先 から 同 郡同 町大字山田 岡字堤下二七番二地先 まで	変更前 変更後	五・八〇 一三三・八	四九〇・〇 四九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町石住字 神山一四番一地先から 同 市田人町石住字 神山七番三地先まで	変更前 変更後	一五・五〇 一三二・〇	一三三〇・〇 一三三〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	南会津郡下郷町大字高隣字下居平 乙三〇番地先から 同 郡同 町大字高隣字滝ノ上 乙九二六番五地先まで	平成二十九年三月一四日

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字神山一四番 一地先から 同 市田人町石住字神山七番三 地先まで	平成二十九年三月一四日

福島県告示第百二十四号  
車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成二十九年三月十四日

指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
県道相馬新地線	相馬市程田字潜石四一番一地从先から 相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林六番一地从先まで
県道四倉久之浜線	いわき市四倉町字六丁目一六四番二地从先から 同 市久之浜町金ヶ沢字明不作二九番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十九年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一三二号	会津若松市町北町大字始字屋敷六六番地先から 同 市町北町大字始字宮前一三五番一地从先まで
一般国道二八八号	郡山市西田町芹沢字後田九一番二地从先から 同 市富久山町福原字古館七一番四地从先まで
県道浜崎高野会津若松線	会津若松市町北町大字藤室字横道一五九番二地从先から 同 市西七日町三番地先まで
県道相馬新地線	相馬市程田字潜石四一番一地从先から 相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林六番一地从先まで

県道四倉久之浜線

いわき市四倉町字六丁目一六四番一地从先から  
同 市久之浜町金ヶ沢字明不作二九番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十九年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二二メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月十三日次のとおり指定した。

平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

株式会社郡山 郡山市安積町日出 平成二十九年四月一日から  
 労務管理セン 山三丁目六五番二 平成三十四年三月三十一日まで  
 ター 郡山市安積町日出山 三丁目六五番二

郡山食品衛生 郡山市朝日二丁目 同

協会 会長 一五番一号

伊藤 治

郡山食品衛生協会 郡山市朝日二丁目一五番一号(郡山市保健所内)

有限会社榎木 郡山市堤二丁目一  
商興 三四

公益財団法人 福島市三河南町一  
福島県産業振 番二〇号  
興センター

県中食品衛生 須賀川市旭町一五 同  
協会 会長 三番地の一  
野木 彰

有限会社榎木商興 郡山市堤二丁目一三  
四

公益財団法人福島県 産業振興センター技  
術支援部 郡山市待池台一丁目  
一二番地(福島県ハ  
イテクプラザ内)

県中食品衛生協会 須賀川市旭町一五三  
番地の一(福島県県  
中保健福祉事務所内)  
(出納総務課)

**福島県告示第二百七号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月十四日次のとおり指定した。  
平成二十九年三月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

県南食品衛生 白河市郭内一二七 平成二九年四月一日から  
協会 会長 番地 平成三四年三月三十一日まで  
太田 稔

福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

県南食品衛生協会 白河市郭内一二七番  
地 県南保健福祉事  
務所内  
(出納総務課)

**福島県告示第二百八号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月十七日次のとおり指定した。  
平成二十九年三月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

黒井産業株式 山形県山形市宮町 平成二九年四月一日から  
会社 二丁目一―番九号 平成三四年三月三十一日まで

福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

扇町自動車学校 会津若松市一箕町大  
字亀賀字北柳原一六  
番地

会津若松食肉 会津若松市神指町 同  
事業協同組合 大字南四合字才ノ  
神四九一

会津美里地区 大沼都会津美里町 同  
交通安全協会 字鹿島三〇五七番  
会 長 山内 地の一  
忠好

**福島県告示第二百九号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月二十日次のとおり指定した。  
平成二十九年三月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

國分 節子 いわき市小名浜花 平成二九年四月一日から  
畑町三四番地の四 平成三四年三月三十一日まで

吉源木材株式 いわき市常磐関船 同  
会社 町字杭田三番地

長瀬印刷株式 いわき市小名浜字 同  
会社 渚廻五一番地二

株式会社成和 いわき市平字正月 同  
町二四番地の一

有限会社高木 いわき市好間町上 同  
博商店 好間字稲荷下一三  
番地

福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

会津若松食肉事業協 会津若松市神指町大  
同組合 字南四合字才ノ神四  
九一  
会津美里地区交通安  
全協会 大沼都会津美里町字  
鹿島三〇五七番地の  
一  
(出納総務課)

**福島県告示第二百十号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

有限会社高木博商店 いわき市好間町上好  
間字稲荷下一三番地  
(出納総務課)

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月二十二日次のとおり指定した。  
平成二十九年三月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称及び所在地

協同組合郡山 郡山市朝日三丁目 平成二九年四月一日から  
労務経営サー 四番七号 郡山青 平成三四年三月三十一日まで  
ビスセンター 色会館二階

協同組合郡山労務経営サービスセンター 郡山市朝日三丁目四番七号 郡山青色会館二階

太田 清実 石川郡平田村大字 同  
西山字草場七五番地

石川郡平田村大字 西山字草場七五番地 (出納総務課)

福島県告示第二百一十一号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年二月二十七日次のとおり指定した。  
平成二十九年三月十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称及び所在地

大久自動車販 福島市本内字北古 平成二九年四月一日から  
売株式会社 館九番地 平成三四年三月三十一日まで

大久自動車販売株式会社 福島市飯坂町平野字代二二番地の一

菅野 市男 福島市飯野町字後 同  
川二九番地の一〇

福島市飯野町字後川二九番地の一〇

株式会社伊藤 福島市飯野町大久 同  
仁商事 保字岩見内五番地

株式会社伊藤仁商事 福島市飯野町大久保字岩見内五番地

福島県北食品 福島市御山町八番 同  
衛生協会 三〇号

福島県北食品衛生協会 県北保健所内 福島市御山町八番三〇号

治 有限会社国見 伊達郡国見町大字 同  
一心堂薬局 藤田字南六七番地の一

有限会社国見一心堂薬局 伊達郡国見町大字藤田字南六七番地の一

公 告

田字南六七番地の一 (出納総務課)

公告第六十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成二十九年三月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)		その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			アルカリ分	フルカリ分				
741	炭酸カ ルシウ ム肥料	53.0 重質炭 酸カル シウム ①	53.0		その他 の制限 事項は 公定規 格のと おり。	三共精 粉株式 会社	宮城県 新見市 高尾2 484- 24	平成35 年3月 6日

(農業総合センター)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第3号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3一般国道118号の項の次に次のように加える。

一般国道121号	会津若松市町北町大字始字屋敷66番地先から同市町北町大字始字宮前135番1地先まで
----------	---

別表第3一般国道288号の項中

郡山市日和田町字五庵3番3地先から同市富久山上野46番1地先まで

町久保田字

を

郡山市日和田町字五庵3番3地先から同市富久山町久保田字上野46番1地先まで

郡山市西田町芹沢字後田91番2地先から同市富久山町福原字古館71番4地先まで

に改め、同表県道荒井郡山線の項の次に次のように加える。

県道浜崎高野会津若松線	会津若松市町北町大字藤室字横道159番2地先から同市西七日町3番地先まで
-------------	--------------------------------------

別表第3県道相馬港線の項の次に次のように加える。

県道相馬新地線	相馬市程田字潜石41番1地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林6番1地先まで
県道四倉久之浜線	いわき市四倉町字六丁目164番2地先から同市久之浜町金ヶ沢字明不作29番1地先まで

別表第3市道（郡山市）地田東東原線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）福原八丁目線	郡山市富久山町福原字古館81番地先から同市富久山町福原字大鑄1番9地先まで
市道（郡山市）田村香久池二丁目線	郡山市字大河原65番1地先から同市田村町下行合字田ノ保下1番17地先まで
市道（郡山市）金屋道場線	郡山市田村町金屋字冬室118番1地先から同市字大河原65番1地先まで
市道（郡山市）金屋水門町2号線	郡山市田村町下行合字田ノ保下1番17地先から同市字十貫河原52番1地先まで

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（交通規制課）